

2018 (H30) 年 5月 8日 (火)

山口県弁護士会所属 登録番号37149

ひよりやま No.8

弁護士 前田 将志

山口県下関市丸山町三丁目2番1号 吉岡ビル2B TEL 083-242-5894 FAX 083-242-5895



「若葉」の季節です。ことしも妻と久住山に出かけました。長者原から雨ヶ池へ登り、そこから大船（たいせん）林道を通って坊がつるに至るコースで、林道の右手には三俣山、左手に平治岳（ひいじだけ）と大船山がそそり立つ緑の大パノラマでした。法華院温泉宿泊は諦めてその日のうちに同じコースを戻りましたが、山で「若葉」の空気を吸って体中に生気がみなぎりました。

ところでシェイクスピアの戯曲「アントニーとクレオパトラ」に「あれは私の若葉の時代」というセリフが出てきます。英語では「My s a l a d d a y s」なんですね。若く初々しい時代を表すのによく使われる表現だそうです。s a l a dはもちろんサラダ菜（チシャ、レタスなど）のことですが、それではみずみずしい青春のイメージがわきにくいので「若葉の時代」と訳したそうです。【小田島雄志「シェイクスピア名言集】大船林道を歩きながらこの話を思い出しました。面白いですね。

教育を受ける権利

今回は相続の「遺留分」を紹介する予定でしたが、4月14日（土）に下関市民会館で開かれた前川喜平さんの講演を聴いたので、その時のことについて触れさせていただきましょう。

なにしろ加計学園を巡る問題を中心に話題の多い「時の人」ですから大変です。主催者は当初予定していた下関市民会館中ホールでは収容しきれないとみて、急遽大ホールに変更しましたが、それでも満席という盛況ぶりです。講演の中心は日本国憲法のこの条文、第26条でした。

- ① すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- ② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

もしこの条文を改正するなら「国はすべての人に無償の普通教育の機会を保障する義務を負う」とすべきだと提起されました。ご自身が夜間中学校に関わっておられ（すべての人が、日本国籍の有無に関わらず、また様々なマイノリティーの人々も、ひとしく教育をうけられること、それを保障することが国の責務）という強い思いでしょう。文部科学省事務次官経験者としての教育保障に向けた熱意、そして政権批判と教育講演とはきちんと仕分けする賢さを感じました。

なお、講演の中で性的マイノリティーについて「LGBTQ」という言葉が出てきました。L（レズビアン）G（ゲイ）B（バイセクシュアル）T（トランスジェンダー）は知っていましたが、Qはわかりませんでした。

調べてみるとQは「性的マイノリティ全般をさすクィア queer」「自身の性別や性的指向にゆれを感じ、分類できないと考えるクエスチョンинг questioning」だということがわかりました。また、「性的欲望をもたないアセクシュアル asexual」のAをつけて「LGBTA」とする場合もあるそうです。なるほど…。

なお、中学校を形式的に卒業した人も夜間中学校で学びなおせるよう制度改正されたということもこの講演で知り、改めて「学ぶ」ということを考えた一日でした。

